

自治労共済 台風被害給付対象チャート

このたびの台風により被害を受けられた組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
自治労共済の給付に該当するかどうかは、下記の質問①からの給付フローによりご確認ください。なお、地震等との給付条件とは異なっておりますのでご注意ください。詳細は職場でお配りしている「じちろうセット共済パンフレット」をご覧ください。

質問① 「火災共済」に加入されていますか？

はい 質問②へ

いいえ 共済金（ア）をご覧ください

質問② 「自然災害共済」に加入されていますか？

はい 共済金（ア）（イ）（ウ）をご覧ください。

いいえ 共済金（ア）（イ）をご覧ください

付属建物等に被害が出た方については、共済金（工）（オ）をご覧ください。

共済金（ア） 住宅災害見舞金

組合員が居住している建物が「全壊」「半壊」「一部損（建物の20%未満を損壊し損害額が20万円を超える場合）」のほか、床上浸水した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に、「住宅災害見舞金」が支払われます。建物の損害程度で判断され、家財の損害は損害額に含まれません。

また市職組合員の場合は、市職共済より「住宅災害見舞金」と同程度の住宅災害見舞金が支払われます。

■支払の対象とならないもの

- 附属建物（物置・納屋・車庫など）
- 附属工作物（門・塀・垣・カーポートなど）
- 家財の損害

○風水害等にかかる住宅災害見舞金

お支払事由		共済金	
全壊・流出	70%以上	160,000円	
半壊	20%以上 70%未満	80,000円	
一部壊	損害額が100万円を超える場合	16,000円	
	損害額が20万円を超え100万円以下の場合	4,800円	
床上浸水	全床面積 50%以上に わたる浸水	150cm以上	80,000円
		100～150cm未満	54,000円
		70～100cm未満	38,000円
		40～70cm未満	26,000円
		40cm未満	16,000円
	全床面積 50%未満の浸水	100cm以上	16,000円
	100cm未満	4,800円	

*詳しくは、「「じちろうセット共済パンフレット」」2018年版のP.3をご覧ください。

共済金（イ） 風水害等共済金（火災共済加入分）・臨時費用共済金

火災共済契約建物が「全壊」「半壊」「一部壊（建物の損害額が10万円を超える場合）」した場合のほか、床上浸水した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に、住宅の損害の程度に応じて、「風水害共済金（火災共済加入分）・臨時費用共済金」が支払われます。なお、「マンション構造専用・風水害保障なしタイプ」は支払対象外です。また、1回の風水害等で、一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合は、いずれか大きい方の共済金をお支払します。

■支払の対象とならないもの

- 付属建物（物置・納屋・車庫など）
- 付属工作物（門・塀・垣・カーポートなど）
- 住宅の欠陥および老朽化にともなう雨漏りや吹き込んだ雨漏りによる損害

○風水害等共済金（火災共済加入分）・臨時費用共済金

被害の程度	損害の程度		火災共済 1口あたりの共済金	支払 限度額
全壊・流出	住宅の 損壊率	70%以上	30,000円	300万円
半壊		20%以上 70%未満	15,000円	150万円
一部壊	住宅の 損害額	100万円超	4,000円	40万円
		50万円～100万円以下	2,000円	20万円
		20万円～50万円以下	1,000円	10万円
		10万円～20万円以下	500円	5万円
床上浸水	全床面の 50%以上	150cm以上	15,000円	150万円
		100cm～150cm未満	10,000円	100万円
		70cm～100cm未満	7,000円	70万円
		40cm～70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
	全床面の 50%未満	100cm以上	3,000円	30万円
		100cm未満	1,000円	10万円

*住宅・家財いずれかのみ契約の場合、

支払限度額は上表の半額となります。



臨時費用共済金

お支払する火災共済の風水害等共済金（火災共済加入分）の **15%**

*詳しくは、「じちろうセット共済パンフレット」2018年版のP.39をご覧ください。

共済金（ウ） 風水害等共済金（自然災害共済加入分）

自然災害共済の契約物件で、住宅・家財に損害が生じた場合にお支払します。契約建物が「全壊」「半壊」「一部壊（建物や家財の損害額が10万円を超える場合）」した場合のほか、床上浸水した場合（床面以上に土砂が流入した場合を含む）に「**風水害等共済金（自然災害共済加入分）**」が支払われます。

なお、「マンション構造専用・風水害保障なしタイプ」は支払対象外です。また、1回の風水害等で、一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合は、いずれか大きい方の共済金をお支払します。さらに、火災共済から支払われる風水害等共済金と、自然災害共済から支払われる風水害等共済金を合わせて、損害の額を限度とします。風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の風水害等共済金を優先してお支払します。

■支払の対象とならないもの

- 付属建物（物置・納屋・車庫など）
- 付属工作物（門・塀・垣・カーポートなど）
- 住宅の欠陥および老朽化にともなう雨漏りや吹き込んだ雨漏りによる損害

○風水害共済金 B（自然災害共済 大型タイプにご加入の方）

被害の程度	損害の程度		自然災害共済 大型 1口あたりの 共済金	支払 限度額
全壊・流出		70%以上	70,000円	4,200万円
半壊	住宅の 損壊率	50%～70%未満	49,000円	2,940万円
		30%～50%未満	35,000円	2,100万円
		20%～30%未満	21,000円	1,260万円
一部壊	住宅・家財 の損害額	100万円超	14,000円	840万円
		50万円～100万円以下	7,000円	100万円
		20万円～50万円以下	2,800円	50万円
		10万円～20万円以下	1,400円	20万円
床上浸水	全床面の 50%以上	150cm以上	35,000円	2,100万円
		100cm～150cm未満	25,200円	1,512万円
		70cm～100cm未満	21,000円	1,260万円
		40cm～70cm未満	14,000円	840万円
		40cm未満	7,000円	420万円
	全床面の 50%未満	100cm以上	7,000円	420万円
		100cm未満	2,100円	126万円

標準タイプは次ページ参照

○風水害共済金 B (自然災害共済 標準タイプにご加入の方)

被害の程度	損害の程度		自然災害共済 標準 1口あたりの 共済金	支払 限度額
全壊・流出		70%以上	50,000円	3,000万円
半壊	住宅の 損壊率	50%～70%未満	35,000円	2,100万円
		30%～50%未満	25,000円	1,500万円
		20%～30%未満	15,000円	900万円
		100万円超	10,000円	600万円
一部壊	住宅・家財 の損害額	50万円～100万円以下	5,000円	100万円
		20万円～50万円以下	2,000円	50万円
		10万円～20万円以下	1,000円	20万円
		150cm以上	25,000円	1,500万円
床上浸水	全床面の 50%以上	100cm～150cm未満	18,000円	1,080万円
		70cm～100cm未満	15,000円	900万円
		40cm～70cm未満	10,000円	600万円
		40cm未満	5,000円	300万円
	全床面の 50%未満	100cm以上	5,000円	300万円
		100cm未満	1,500円	90万円

*詳しくは、「じちろうセット共済パンフレット」2018年版のP.40をご覧ください。

共済金（工） 付属建物等風水害共済金

火災共済の住宅契約に 20 口以上加入している方で、風水害等による付属建物や付属工作物に 10 万円以上を超える損害が生じたときに、1 世帯あたり 2 万円の「**付属建物等風水害共済金**」をお支払します。なお、「マンション構造専用・風水害保障なしタイプ」は支払対象外です。

- * 付属建物・付属工作物とは、物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
- * 詳しくは、「じちろうセット共済パンフレット」2018 年版の P.41 をご覧ください。

共済金（オ） 付属建物等特別共済金

自然災害共済大型タイプの住宅契約に 20 口以上加入している方で、風水害等による付属建物や付属工作物に 10 万円以上を超える損害が生じたときに、共済金（エ）に加えて、1 世帯あたり 3 万円の「**付属建物等特別共済金**」をお支払します。なお、「マンション構造専用・風水害保障なしタイプ」は支払対象外です。

- * 付属建物・付属工作物とは、物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
- * 詳しくは、「じちろうセット共済パンフレット」2018 年版の P.41 をご覧ください。

給付該当する場合は、下記のいずれかの方法で罹災報告をしてください。

- (1) インターネット：全労済「住宅災害受付専用フォーム」
 - ・ <https://www.zenrosai.coop/ss/kyousaikin/house/index.php>
 - ・ 「全労済 住宅災害受付専用フォーム」で検索
 - ・ 水害と地震の「入口」は違うのでご注意ください
 - (2) お電話：全労済住宅損害受付センター（0120-131-459 受付時間：24 時間 365 日）
 - ・ つながりにくい状態となっています
 - (3) 別紙「罹災報告書」を市職共済サービスセンターに FAX または郵送
- * ご不明な点がございましたら、市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

大阪市職共済サービスセンター
大阪市中央区北浜 2-1-23
日本文化会館ビル 2 階 〒541-0041
Tel. : 0120-079-431
(平日のみ 9 : 30-13 : 30 / 14 : 00-19 : 00)
FAX : 06-6202-0090